

注意！ 福島県ハイテクプラザが発行する文書の扱い等について

○ ハイテクプラザが発行する文書の扱い：

ハイテクプラザが発行する文書のうち、特に「公印」（福島県ハイテクプラザ所長印）が押印してある文書は、公文書扱いになります。放射線測定に関する「放射線量測定結果報告書」「Report on Radiation Measurements」「放射能測定結果報告書」もこれに当たります。

印刷物、電子文書にかかわらず、文書または図面を偽造したと解釈される場合には、「公文書偽造（刑法第 155 条）」にあたり、処分されますので取扱いには十分ご注意ください。

○ ハイテクプラザの名称の使用：

ハイテクプラザが実施した試験測定・研究開発・技術指導などの結果を受けて、企業・外部機関等がハイテクプラザの名称を広告・印刷物・電子文書等に使用する場合には、「福島県ハイテクプラザ名称使用要領」の定めに従って、申請書を提出していただきます。承認を受けた後に使用していただくこととなります。

○ 試験測定結果の記載：

製品の試験測定結果等をパッケージやパンフレット等に記載することは、試験結果が測定のために持ち込んだ製品のみに対するものであり、当該製品全ての測定結果ではないという観点から、基本的に承認していませんのでご注意ください。